

「(仮称) 麻溝台・新磯野北部地区土地区画整理事業」に係る配慮書市長意見書

1 総括的事項

(仮称) 麻溝台・新磯野北部地区土地区画整理事業（以下「本事業」という。）は、「新たな都市づくりの拠点」や「新たな産業創出の拠点」の形成を図ることを目的として、南区麻溝台における約31.5ヘクタールの土地において、土地区画整理事業により都市基盤整備を行う事業である。

本事業の計画段階事業者は地権者組織である麻溝台・新磯野北部地区土地区画整理準備委員会であるが、都市計画法に基づき都市計画に定められることが予定されている事業であるため、相模原市環境影響評価条例（以下「条例」という。）における「都市計画に定められる対象事業に係る特例」により、条例の規定による計画段階配慮手続は都市計画決定権者である相模原市が行っている。

本事業の対象事業実施予定区域は主に段丘地形であり、その一部及び隣接する区域は首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域に指定されている。また、周辺には住居、教育施設、福祉施設及び病院等が立地している。

本事業の計画段階配慮書における調査、予測及び評価は、「相模原市環境影響評価技術指針」に従って行われ、概ね妥当であると認められる。

なお、計画段階配慮書において選定されている本事業の実施に伴い重大な環境影響を及ぼすおそれがある項目に加え、工事中に発生・発出する廃棄物や土地利用が大幅に変更になることによる地下水等への影響などへの配慮が必要である。

以上のことを踏まえ、事業計画の策定及び今後の環境影響評価手続に当たっては、次の事項及び「2 個別事項」の内容について十分に配慮すること。

- (1) 「都市計画に定められる対象事業に係る特例」の趣旨に鑑み、環境影響評価等の手続の中で得られた情報を都市計画の内容の検討に生かすこと。
- (2) 今後の環境影響評価手続においては、住宅、公園及び緑地等の配置が分かる土地利用図を図書に記載するなど、計画熟度に応じた事業計画を示し、より具体的な事業計画に基づいて環境影響評価を行うこと。
- (3) 対象事業実施予定区域及びその周辺の概況については、地域に特化した文献を参照するなど、詳細に情報収集を行い、地域特性を明らかにすること。

2 個別事項

(1) 全項目共通

5年間にわたる工事期間において、対象事業実施予定区域周辺では他の大規模事

業が行われることが想定されるため、これらの事業の状況の把握に努め、可能な限り、複合的な影響を捉えて環境影響評価を行うこと。

(2) 地表水

工事中及び工事完了後の雨水排水は、仮設沈砂池や調整池を設置し、河川に放流する計画としているが、昨今の局地的な大雨を考慮した規模の設備を設置するなど、地表水に及ぼす影響を低減するための措置を検討すること。

(3) 地下水・湧水

本事業の実施により、土地利用が大幅に変更され、地下浸透する雨水の量が変わることが想定されるため、地下水及び湧水に及ぼす影響について配慮すること。

(4) 廃棄物

工事の実施に伴い、多量の廃棄物が発生・発出する可能性があるため、この影響について明らかにすること。また、発生・発出する廃棄物については、適正に処理を行うとともに、再資源化に努めること。

以 上